第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

２．報告セグメントごとの資産に関する情報
３．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）
４．報告セグメントの変更等に関する事項
５．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（記載上の注意）

１．この様式において「事業セグメント」とは、様式第二号記載上の注意１．に規定する事業セグメント（同記載上の注意２．により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。

２．この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、様式第二号記載上の注意３．に規定するもの（同記載上の注意４．及び５．により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意５．中「損益計算書」とあるのは、「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

３．「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。

⑴　報告セグメントごとの利益又は損失

⑵　報告セグメントごとの売上高に関する次に掲げる金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

①　外部顧客への売上高

②　事業セグメント間の内部売上高又は振替高

４．３．において、⑵①及び②に掲げる金額については、これらの金額に区分せずに報告セグメントごとの売上高を記載することができる。

５．「２．報告セグメントごとの資産に関する情報」には、企業結合、事業分離その他の事由により報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となつた事象がある場合（前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）において、その概要を記載すること。ただし、当該事項については、「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

６．「３．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

７．６．において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。